

定 款

特定非営利活動法人 岡崎自立生活センター

ぴあほうす

H30.7.14

89

特定非営利活動法人 岡崎自立生活センターぴあほうす定款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人岡崎自立生活センターぴあほうすと称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、活動の拠点となる主たる事務所を愛知県岡崎市伝馬通 5 丁目 47 番地に置く。

2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を愛知県岡崎市両町 2 丁目 48 番地 2 に置く。

(目 的)

第 3 条 この法人は、障害者が自立した生活を営んでいくために必要な事業を行うことにより、福祉の増進を図り、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類及びその事業)

第 4 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、保健、医療又は福祉の増進を図る活動を行い、次の事業を行う。

- (1) 障害者の自立生活にかかわる相談助言事業
- (2) 障害者の自立生活に関する情報の提供事業
- (3) 障害者の自立生活に関する生活訓練事業
- (4) 障害者福祉に関する研修会及び講演会事業
- (5) 障害者の福祉に関する調査及び研究事業
- (6) 障害者政策に対する提言事業
- (7) 障害者の地域参加を促す社会参加促進事業
- (8) 自立生活を目指す障害者及び高齢者に対する居宅サービス事業
- (9) 自立生活を目指す障害者及び高齢者に対する訪問介護員養成研修事業
- (10) 自立生活を目指す障害者に対する生活訓練居宅運営事業
- (11) 障害者及び移動困難者に対する移送サービス事業
- (12) 自立生活を目指す障害者及び高齢者の居宅介護支援事業

第2章 会 員

(会員の種別)

第 5 条 この法人は、会員で構成し、会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

会 員 この法人の目的に賛同し、入会した個人及び団体

(入会及び会費)

第 6 条 会員の入会については、特に条件を定めない。この法人の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 理事会は、前項の入会申込者が、第 4 条に定める事業に協力する意思があると認められるときは、正当な理由がない限り、入会を承認しなければならず、同時に入会申込者に対し、これを通知しなければならない。

3 前項の通知を受けたものは、別に理事会において定める年会費を払い込むことによって、会員になることができる。

(退 会)

第 7 条 会員で、この法人を退会しようとする者は、別に定める退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て、退会したものとみなすことができる。

- (1) 本人が死亡し、又は失踪宣言をうけたとき。
- (2) 継続して 3 年以上会費を滞納したとき。
- (3) 会員である団体が消滅したとき。

(除 名)

第 8 条 会員が次の各号のいずれかに該当する行為があった場合は、理事会の議決を経て、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款等に著しく違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(会費等の不返還)

第 9 条 この法人は、会員のすでに納入した会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第 3 章 役 員

(役員の種類及び定数)

第 10 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6人以上
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第 11 条 理事は、理事会で推薦し、総会で選任する。

- 2 理事長、副理事長は、理事会において理事の互選により定める。
- 3 監事は、総会で選任する。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職 務)

第 12 条 理事長は、この法人の業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故のあるとき、又は理事長が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序によりその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、特定非営利活動法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況、又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 13 条 役員任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前項の規定にかかわらず、前任者、又は、他の現任者の任期残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第 14 条 役員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において会員総数の3分の2以上の議決により、当該役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

第 4 章 会 議

(会議の種類)

第 15 条 この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(会議の構成)

第16条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(会議の権能)

第17条 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算の作成並びにその変更
 - (2) 会費の額
 - (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 2 総会は、特定非営利活動促進法及びこの定款に規定するものの他、この法人の運営に関する重要事項を議決する。

(会議の開催)

第18条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 会員総数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合。
 - (3) 第12条第4項第4号の規定に基づき、監事から招集があった場合。
- 3 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めた場合。
 - (2) 理事の総数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して、請求があった場合。
 - (3) 第12条第4項第5号の規定に基づき、監事から招集の請求があった場合。

(招集)

第19条 第18条第2項第3号を除き、総会及び理事会は、理事長が招集する。

- 2 総会を招集する場合には、日時及び場所ならびに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面を開催の日の2週間前までに通知しなければならない。
- 3 理事会を招集する場合は、日時及び場所ならびに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面又はファックス、E-mailをもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、理事長が必要を認めて招集するときは、この限りではない。
- 4 前条第2項第1号及び第2号又は第3項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、理事長は3週間以内に会議を招集しなければならない。

(定足数)

第20条 総会は、会員総数の過半数が出席した場合に開会する。

- 2 理事会は、理事総数の過半数が出席した場合に開会する。

(議決)

第21条 総会及び理事会の議事は、出席した構成員の過半数の同意で決し、可否同数のときは議長が決すところによる。

- 2 総会及び理事会における議事事項は、第19条第2項又は第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した構成員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。
- 3 議決すべき事項につき、特別な利害関係を有する構成員は、当該事項について表決権を行使することができない。

(書面表決等)

第22条 総会又は理事会に出席しない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決権を行使することができる。但し、理事会にあっては、書面の他に、ファックス、E-mailも可とする。

- 2 総会に出席しない会員は、あらかじめ通知された事項について、他の会員を代理人として表決権を委任することができる。

- 3 第1項及び第2項の規定により表決権を行使する構成員は、第20条及び前条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第23条 総会及び理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 構成員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。又、理事会にあっては、出席者の氏名を記すこと。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第24条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第25条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

(会計の区分等)

第26条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとし、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業年度)

第27条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、その翌年の3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第28条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の議決を経なければならない。

- 2 事業計画の変更及び予算の変更は、理事会の議決を経て行う。

(事業報告及び決算)

第29条 この法人の事業報告書、活動計算書、財産目録及び貸借対照表は、理事長が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経た上、当該事業年度終了後の総会の承認を得なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第6章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第30条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員の5分の3以上の議決を経てかつ特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第31条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

- (3) 会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 特定非営利活動促進法第 43 条の規定による認証の取消し

2 前項第 1 号の規定に基づき解散する場合は、総会において出席した会員の 3 分の 2 以上の議決を経なければならない。

3 第 1 項第 2 号の規定に基づき、解散する場合は、所轄庁の認定を得なければならない。

(合併)

第 3 2 条 この法人は、総会において出席した会員の 3 分の 2 以上の議決を経て、かつ所轄庁の認証を受けなければならない。

(残余財産の帰属先)

第 3 3 条 この法人が解散の際に有する残余財産は、総会において出席した会員の過半数の議決を経て特定非営利活動法人又は社団法人、財団法人に譲渡するものとする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 7 章 雑 則

(事務局)

第 3 4 条 この法人は、事務を処理するための事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(公告の方法)

第 3 5 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に提示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第 2 8 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

(実施細則)

第 3 6 条 この定款の実施に関しては必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人が法人として成立した日（以下、「設立日」という）から施行する。
- 2 この法人の設立当初の会費の額は、第6条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

会 員（個人）	年会費	2, 4 0 0 円、入会金は無料
会 員（団体）	年会費	2 4, 0 0 0 円、入会金は無料
- 3 この法人の設立当初の役員は、第11条の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。

理 事 長	鈴木 孝光
副理事長	久野 昌志
副理事長	村松 龍也
理 事	小出 義信
理 事	徳丸 力
理 事	鈴木 益美
監 事	藤井 悟
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第27条の規定にかかわらず、法人設立日から平成14年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度の事業計画および収支予算は、第29条の規定にもかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の役員の任期は、第13条第1項の規定にかかわらず、平成14年6月30日までとする。

附 則

この定款は、愛知県知事の認証を受けた日（平成25年12月6日）から施行する。
この定款は、平成30年7月1日から施行する。